

平成30年第3回

北広島市教育委員会会議録

日時：平成30年3月8日（木）

16時00分～16時45分

場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名について（平成29年第15回会議）	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	議案第1号 平成30年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	3～6
	議案第2号 北広島市いじめ防止基本方針の改定について・・・・・・・・	6～8
日程第5	そ の 他	8～10
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	水口真
	教育委員	松本 懿		教育部次長	佐藤直己
	(教育長職務代理者)			学校教育課長	河合一
	教育委員	大山秀之		小中一貫教育課長	富田英禎
	教育委員	成田郁久美		社会教育課長	吉田智樹
	教育委員	石上浩子		文化課長	丸毛直樹
傍聴人	なし		エコミュージアムセンター長	小島 晶	
			学校給食センター長	鈴木靖彦	
			記録員	教育総務課主査	花田秀樹
			教育総務課主事	竹谷智史	

開会 16時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、平成30年第3回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、大山委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第1号が、教育委員会会議規則第16条の1号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、議案第1号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 会議録の署名について

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。平成29年第15回教育委員会の会議録につきまして、署名委員であります大山委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

◎日程第3 教育長報告

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告1点と、一般行政報告を教育部長から3点にわたって報告させていただきます。

まず始めに、石狩管内教育実践表彰についてであります。管内における学校教育・社会教育の充実振興を図ることを目的として、優れた実践活動に対して表彰されるものであり、このたび、西の里地区生涯学習振興会(会長 山口悦範)が受賞され、3月23日(金)に、市役所において表彰式を行う予定です。西の里地区生涯学習振興会につきましては、平成19年の設立以来、講演会等の事業のほか、音楽祭や次世代交流会といった、学校と連携した取組の実施が地域の生涯学習活動の推進と、コミュニティ力の向上に大きく貢献しており、その功績が認められたところでありま

す。

○水口教育部長 続いて、一般行政報告に入ります。

まず始めに、北広島市総合教育会議についてであります。2月22日（木）に開催されました。協議・調整事項では、（1）学校図書館活用事業（まちなか司書）について、（2）小中一貫教育推進事業についてを意見交換いたしました。また、「いじめ防止基本方針」の改定内容について、学校教育課から報告したところであります。

次に、小中一貫教育推進会議についてであります。今年度、6つの中学校区の教員と保護者代表、市内の地域教育関係団体の代表者からなる「小中一貫教育推進会議」（議長 高野東部中学校校長）を設置し、これまで3回の会議を開催してきました。会議では、小中一貫教育の円滑な実施に向け、各中学校区における取組内容や課題について協議するとともに、進捗状況の確認などを行ってまいりました。その際に、保護者や地域代表の委員の方々から、小中一貫教育の取組みの中で、疑問に思うことや子どもたちの様子など、貴重な意見をいただいたところです。2月に開催しました会議では、平成30年度の全市的な推進内容等について確認するとともに、各中学校区とも着実に準備を進めていることを交流したところであります。

次に、北海道教育委員会指定事業についてであります。本年度に本市が指定を受けた事業は、小中一貫教育支援事業、授業改善推進チーム活用事業、総合実践事業の3事業であります。一点目の小中一貫教育支援事業につきましては、小中一貫した教育課程編成の改善や検討のため東部中学校に教員1名が加配配置され、外国語教育で東部小学校・北の台小学校に乗り入れ授業を行うとともに、9年間の系統を意識した指導計画を作成しています。この事業につきましては、次年度も継続される予定です。

二点目の授業改善推進チーム活用事業についてですが、西の里小学校、北の台小学校、大曲東小学校に教員が1名ずつ加配配置され、その3名が1つのチームを組み、3校を巡回（1週間単位）し、当該学校の教員とティーム・ティーチングによる国語、算数の授業を全学級で行い、授業の進め方や学習規律、ノート指導等、授業改善につながる指導・助言を行っています。この事業につきましても、次年度継続される予定です。

三点目の学校力向上に関する総合実践事業ですが、大曲小学校が実践指定校で、大曲東小学校、双葉小学校、緑ヶ丘小学校、大曲中学校が近隣実践校として事業を推進しています。事業の内容は、「学校マネジメント」「人材育成」「教育課程・指導方法」「地域・家庭との連携」を柱として、学校力の向上への取組みを行っています。この事業につきましては、次年度、事業内容が変更となり、大曲小学校のみでの実践事業となる予定です。各事業ともに一定の成果を上げてきており、是非、教育委員の皆さまにも授業の様子等をご覧いただきたいと考えています。

以上でございます。

○吉田教育長 以上、1点の教育長報告と教育部長から3点の一般行政報告のあわせて4点の報告をさせていただきました。皆さんのほうからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第4 ○議案第1号 平成30年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について

【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第2号 北広島市いじめ防止基本方針の改定について

○吉田教育長 続きまして、議案第2号につきまして、説明をお願いします。

○佐藤教育部次長 議案第2号、北広島市いじめ防止基本方針の改定についてであります。別冊のとおり、北広島市いじめ防止基本方針を改定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

この度の改定は、「北広島市いじめ防止基本方針」における基本方針の見直し事項をもとに、国や道の基本方針におけるいじめの定義や未然防止の取組等の改正内容を踏まえ、平成27年3月に策定した「北広島市いじめ防止基本方針」を改定するものであります。

内容につきましては、所管の河合学校教育課長から説明いたします。

○河合学校教育課長 はじめに経緯ですが、平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を同年10月に策定しましたが、国の方針は、「当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」とされていること等により、平成29年3月に国の方針が改定されました。

これを受け、北海道においても「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき、「北海道いじめ防止基本方針」の改定作業を行い、平成30年2月に改定されました。

本市におきましては、平成27年3月に策定した「北広島市いじめ防止基本方針」においても、国や道の基本方針などが改正されるなど、見直しすべき事情が生じた場合には、方針の内容を見直しするものとされていることから、国の道の基本的な方針の改定内容を参酌しながら、「北広島市いじめ防止基本方針」を改定するものであります。

改定にあたりましては、北広島市いじめ等問題対策委員会における検討及び定例庁議を経て原案を作成しました。

なお、「北広島市いじめ防止基本方針」の改定にあたり、平成30年1月4日（木）から2月2日（金）までの期間、パブリックコメント手続きによる意見募集を行い、1名の方から意見がありました。

パブリックコメント手続きによる意見の内容としては、①子どもの成長段階に合ったプログラムを実施するなど、人権についての知識と理解が身につくような取組と啓発を行ってほしい。②インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、ネットパトロールなどに力を入れてほしい。

SNSやLINEなどによるいじめは、見えづらく、対応も難しいと思いますが、ぜひ学校全体で取り組んでほしい。③子どものヘルプのサインを見逃さずに、支援できる体制を学校と地域と家庭の連携で作ってほしい、といった意見であります。

また、1月25日（木）から2月23日（金）までの期間、市内小中学校の児童生徒、主に児童会・生徒会ですが、「北広島市いじめ防止基本方針」の改定に対する意見や感想をいただきました。

これらパブリックコメント手続きによる意見や、小中学校から寄せられた意見や感想につきましては、今回のいじめ防止基本方針改定の考え方や文言の修正等には至らないものでありましたが、今後のいじめの未然防止対策等にあたり十分参考とさせていただきたいと思っております。

なお、方針の改定内容につきましては、2月22日に開催された平成30年第1回総合教育会議におきましてご報告しておりますので、説明は省略させていただきますが、本日、いじめ防止基本方針の改定前と改定後の内容がわかる資料を追加でお配りしておりますので、そちらも参考にいただければと思います。

最後になりますが、今後の改定スケジュールについてであります。本日の教育委員会会議後、3月16日（金）に開催される庁議への報告を経て、各小中学校にいじめ防止基本方針が改定された旨通知し、各小中学校における学校いじめ防止基本方針の改定についても周知いたします。

今後は、改定されたいじめ防止基本方針を基に、教育行政と学校、家庭、地域が協働した、いじめの未然防止等に係る取組を推進していきたいと考えます。

説明は以上であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第2号につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、北広島市いじめ防止基本方針の改定につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案どおり可決いたします。

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明願います。

○佐藤教育部次長 その他、報告事項としまして、北広島市の公民館の在り方につきまして、平成29年6月20日に社会教育委員の会議に諮問し、平成30年2月19日に別紙のとおり答申を受けましたので、その内容につきまして、所管の吉田社会教育課長から説明いたします。

○吉田社会教育課長 それでは、お手元の別紙資料に基づき、答申についてご説明をさせていただきます。

平成29年6月20日付けの諮問を受け、社会教育委員会会議を6回開催し、議論してきたところです。会議では、公民館の目的、意義、背景、また、社会学習及び生涯学習とは何なのかという

ところの議論を経て、このあり方に、答申に結び付いたところでございます。

2ページ以降がその中身になります。この検討結果につきましては、施設としての公民館のあり方と公民館事業としての公民館のあり方の大きく二つに分かれております。

一つ目の施設としての公民館のあり方のうち、はじめに中央公民館につきましては、現状の業務委託を継続した施設維持としております。中央公民館につきましては、平成27年3月の北広島市行財政改革大綱の実行計画の中で、平成30年度から指定管理制度を導入するための検討ということが明記されております。これを受けまして、議論をいただいたところではありますが、結論は、当面は現状の業務委託により施設維持をしていくべきだと判断するという内容となっております。議論の過程においては、中央公民館については、単なる貸し館施設ではなくて、しっかりと社会学習・生涯学習を推進するための施設であることから、当面は指定管理にしていけないほうが良いだろうという内容となっております。この件につきましては、企画財政部所管の北広島市行政改革大綱の実行計画との調整もございまして、この答申を踏まえ企画財政部担当課と今後整理する必要があるかと思っております。

続きまして、2点目が西の里公民館になります。こちらにつきましては、公民館を廃止し、地域ニーズに沿った複合施設への早期建て替えの決定という内容となっております。公民館の中身につきましては、中央公民館で開催した教育委員会議の中でもご説明をさせていただきましたとおり、狭隘化に老朽化など、様々な面で西の里公民館が課題を抱えている状況でございました。社会教育委員会議の中でも、地域住民から早期の建替えなどが望まれており、早期の改善が必要だという観点を踏まえ、法的に公民館を位置づけない施設が望ましいのではないかとご意見がだされたところでした。この部分に関しましては、「地域住民のニーズを反映させて、地域の活性化の一助となる施設が望まれる」という結論となっております。この件につきましても、現在企画部のほうで行っています公共施設総合管理計画の中で、西の里公民館についても議論されるところとなっております。あくまでも教育委員会としては、この答申をベースにあり、公共施設総合管理計画の中で議論していく必要があると考えております。企画財政部の公共施設総合管理計画の中でも、西の里地区については、西の里公民館、それからファミリー体育館、西の里会館等の施設の一体的な配置等についても議論をするという中身となっております。

大きな2点目の公民館事業としての公民館のあり方になりますが、現状の業務委託を継続し、人づくりの拠点施設化を目指すということが載っております。下段にあります通り、中央公民館においては、社会教育の本質であります人づくりの拠点施設として各地区の生涯学習振興会と連携を図りながら、事業の推進をしっかりとしていくことが必要という内容となっております。この点につきましては、人づくりの拠点施設化に向け人的体制も含め今後検討していく必要があると考えております。

この以上3点が答申の概要となっております。以下4ページ以降は、議論の経過、それから7ページからは議論の元となる資料となっております。以上であります。

○吉田教育長 ありがとうございます。ただいまの公民館のあり方についての諮問・答申について説明をしていただきました。特に、2ページ、3ページが内容でありますのでご覧頂ければと思い

ます。今後、企画課の市公共施設総合管理計画の議論の中で、この答申を活かしていくということです。

○**大山委員** 公民館のあり方について、社会教育委員会議の議論は6回で終了し、以降は企画課の市公共施設総合管理計画の中で議論するという理解でよろしいでしょうか。

○**吉田社会教育課長** ご指摘の通りです。

○**吉田教育長** 指定管理ではなく、現状の業務委託が望ましいという議論の内容について詳しく説明をお願いします。

○**吉田社会教育課長** 公民館の性質上、法の趣旨から利用が望ましくない団体が幾つかございます。例えば、政治的なことや営利企業になりますが、指定管理業者のデメリットとして、施設利用上の制約がありますので、施設の利用拡大ということがなかなか図りにくいのではないだろうかという議論ができました。また、社会教育施設であることから、人づくりという視点から、指定管理業者が、本当に人づくりの事業をしっかりと展開できるのかという議論がありました。この観点から、市として人づくりをしっかりと取組む上では、指定管理に任せるのではなくて、直営でやっていくのが望ましいのではないかという結論になりました。

○**吉田教育長** 公民館の法的性格と機能の両面から議論があり、今回の答申になったということです。他にご質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**吉田教育長** ほかに事務局から説明することはありますか。

○**佐藤教育部次長** 次に、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。次回、平成30年第4回は臨時会とさせていただきます、3月23日(金)、時間は16時から、場所は市役所4階の会議室で開催させていただきたいと思います。

議案としましては、平成30年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について及び新規採用の平成30年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申についてほかを予定しております。

○**吉田教育長** 次回、平成30年第4回は臨時会とさせていただきます、3月23日(金)、16時から、場所は同じく、市役所4階の会議室で開催するというので皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉会宣言

○**吉田教育長** 以上で第3回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時45分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
